

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多可町長

|                   |                       |  |
|-------------------|-----------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 兵庫県多可郡多可町<br>(283657) |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 中区<br>(牧野集落)          |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和5年3月13日<br>(第1回)    |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は耕地面積52.1haの内、約20%の10.2haが70歳以上の農業者が占める地域で、大きく下記2点の課題を抱えている。

①規模縮小/耕作中止を希望する農家が全体の48%を占め、その内95%が後継者未定/不明となっており担い手不足が喫緊の課題

②一部ほ場整備されたものも含め、狭小な農地では機械化や規模拡大が図れない所も多く、保全農地から遊休農地化している。また水路等の農業用施設も老朽化が進み整備が必要である。

## 【集落の基礎データ】

・農家軒数 155軒 うち認定農業者1名

・主な作物 水稻(うるち米、酒造好適米)、黒大豆、WCS、ラベンダー、一般野菜

## (2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き地域の特産である山田錦をはじめ酒造好適米を中心とした水稻作付により農業所得の安定と農地の活用を目指す。

またサツマイモやコスモス、ラベンダー等を作付することで遊休農地の有効活用を図るとともに、コスモス祭りを通じて地域住民の交流を深め、若年層にも積極的に働きかけることで地域内での後継者育成を図る。さらに現状の耕作者が営農を継続するが、今後ますます離農者の増加が予想されるため、担い手を中心に農地の集積/集約化を進めると共に、地域内外からもさらに農地を利用する耕作者を確保し、現担い手にも配慮しながら1名でも多くの志ある農業従事者を育てていく。

そのほか水路や獣害防止柵等の農業用施設については多面的機能支払交付金を活用し適宜修繕と維持管理を実施していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 52.2 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 52.2 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | 0 ha    |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地または林地との間にある農地は保全/管理を行う区域とする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                                      |
| ・当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には近隣を耕作している中心経営体に農地を預けるほか、担い手同士も農地調整を行い集積/集約を進める。また村外の入作を希望する認定農業者等の受入れを促進する。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                                      |
| ・中心経営体へ農地を集積する際には、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として農地を機構に貸し付けしていく。                                          |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                       |
| ・担い手のニーズを踏まえ、水路の整備や機械化に取り組んでいく。                                                                       |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                  |
| ・町やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農地の幹旋など相談から定着まで切れ目のない取組みを展開する                                         |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針                                                                   |
| ・まずは集落全体で対応できる方法を模索し、それでもカバーしきれない部分については費用対効果を勘案して検討する。                                               |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                             |                                  |                                   |                               |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①持続的な農業経営が行なえる様、集落全体で獣害防止柵の更なる拡大と保守対応を計画的に展開する。  
 ⑦農業用施設については地域住民による保全活動を継続して実施する。